

諸外国におけるノーネットロス政策の現状 ～ 日本への導入に向けて～

田中 章研究室

0531039 大田黒 信介

1. 研究の背景と目的

1997 年環境影響評価法では、回避、低減、代償というミティゲーションの種類と優先順位が示され、その結果、実質的なミティゲーションが提案されるようになった。アメリカ、その他諸外国ではノーネットロスを目指した生物多様性オフセットが実施されているが、日本における環境影響評価法では、どこまで代償しなければならないのか、その根拠と程度が不明なために実質的な生物多様性オフセットの実施はきわめて限られたものになっている。(田中、大田黒, 2008)

一方、国際社会の取り組みとしては生物多様性条約における「2010 年目標」が存在し「2010 年までに生物多様性条約締結国は世界レベル・国レベルで生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という目標を目指している。また生物多様性条約第 9 回締約国会議では、ビジネスセクターによる生物多様性オフセットを重視し、2010 年目標を達成するために貢献出来るだろうとしている。

そこで本研究は、近年アメリカ以外の国及び国際社会でも盛んになりつつある生物多様性の損失に対する生物多様性オフセット実施の根拠ならびに原動力になっていると考えられるノーネットロス政策について、諸外国における現状、及び国際的な取り組みにおける現状を把握し、それらの結果を踏まえて日本への導入の可能性について考察することを目的とする。

2. 研究方法

既存の文献調査及び Web 調査を行った。

3. 研究結果

本研究では、ノーネットロス政策発祥の国であるアメリカ以外にも、14 カ国に伝播しており、また国際社会においてもノーネットロスを目指した生物多様性オフセットを求めていることが明らかになった。表 1 に諸外国におけるノーネットロス政策の現状を示す。

「ドイツ、オランダ、ブラジル、オーストラリア、カナダ」では、各国の法律でノーネットロスを目指した生物多様性オフセットの実施を義務付けている。なかでもブラジルでは、自発的に実施される場合や、憲法によって実施を義務付けられている場合

も存在し、法律だけでなく様々な方向から生物多様性のノーネットロスの達成を目指している。

一方国際社会では、生物多様性条約第 9 回締約国会議において、2010 年目標を達成するためにはビジネスセクターによる生物多様性オフセットが重要であることがドイツ政府によって提唱された。このことから、企業が自発的に実施するより良い生物多様性オフセットを開発することを目標とする計画である BBOP (Business and Biodiversity Offset Program) が作成された。BBOP では、企業が自発的に実施出来るような、ノーネットロスを目指した新しい生物多様性オフセットのシステムを開発しテストを行っていくことを目指している。

以上のことから、国際社会においてもノーネットロスを目指した生物多様性オフセットの実施を促進していることが明らかになった。

4. 考察

生物多様性オフセット実施の根拠ならびに原動力になっていると考えられるノーネットロス政策は、現在少なくともアメリカ以外に 14 カ国で、法・憲法といった規制力のある政策から、ガイドラインや企業の自発的な活動まで伝播し、実施されていることが明らかになった。つまり、現在ノーネットロス政策を未導入の国において、今後規制力のある政策としてノーネットロス政策を導入するだけではなく法以外の異なった方向からもノーネットロス政策が導入されていく可能性があるのではないだろうか。実質的な代償ミティゲーションの実施がきわめて限られたものになっている日本においても同様のことが考えられる。

最初から法としてノーネットロス政策を導入するのではなく、企業による自発的なノーネットロス政策から伝播し、法に基づくノーネットロス政策へ、最終的には憲法によってノーネットロス政策を規定するといった流れも考えられるのではないだろうか。

[主要参考文献]

田中章, 大田黒信介 (2008) 諸外国における自然立地のノーネットロス政策の現状. 環境アセスメント学会 2008 年度研究発表会要旨集, 47-51pp

Kate Kerry ten, Inbar Mira (2007) Biodiversity Offsets. 189-203, Carroll Nathaniel, Fox Jessica Bayon Ricardo, Conservation and Biodiversity Banking Earthscan, London, 298pp.

表1 諸外国におけるノーネットロス政策の現状

国名	政策名及び内容	規制力
ベルギー	「Belgium's National Biodiversity Strategy 2006-2016」 : 生物多様性に対して悪影響があると評価された場合、「悪影響に対して有効な代替案がない場合」、「事業実施における公共の関心をくつがえすことが出来ない場合」、これらの条件の上で事業が実施される場合、 <u>ノーネットロス</u> を目標とした生物多様性オフセットの実施を規定している	ガイドラインレベル
ドイツ	「Environmental Impact Assessment」 : 事業のどのような重大な環境影響に対しても回避、軽減、または可能な限り代償することを義務付けている	法レベル
	「Impact Mitigation Regulation」 : 開発事業から起こる影響を緩和、代償することを義務付けている	法レベル
オランダ	「Structuurschema Groene Ruimte」 : NATURA2000の一部を構成しているオランダの生物多様性を対象として <u>ノーネットロス</u> を目標とした生物多様性オフセットの実施を義務付けている	規制力の高い法レベル (ノーネットロスを実現出来ない場合、事業を実施出来ない理由になる)
	「Dutch Forest Law」 : オランダにおける全ての公共地域における生物多様性を対象とし、 <u>ノーネットロス</u> を目標とした生物多様性オフセットの実施を義務付けている また、森林が伐採された場合、伐採された森林と同じ質、また同じ面積で新たに植林をしなければならないことを義務付けている	法レベル
	「Environmental Impact Assessment」 : 開発事業を実施し、避けられない環境影響が存在する場合、代償方策を取らなければならないとしている	法レベル
	「Business and Biodiversity」 : 企業が自発的に実施する生物多様性オフセットの目標として「neutral biodiversity」を規定している	ガイドラインレベル
デンマーク	(Kerry, 2007)より、ノーネットロス政策を有していることだけを確認	
イギリス	「United Kingdom Biodiversity Action Plan」 : エコトーンにおける開発を行う場合、同じ量・質の代償を実施することを目標としている	ガイドラインレベル
	「Planning Policy Statement No 9」 : 開発するにあたって十分に生物多様性に対して適切な補償が求められ、開発によって与えられる重大な害を緩和、代償することが出来ない場合、その開発は拒否されるべき、と明記している	ガイドラインレベル
ブラジル	「Brazil Federal Constitution」 : 生物多様性に悪影響を与えるだろうとされる開発事業は、回避、緩和(mitigate)し、それでも残された悪影響に対して <u>ノーネットロス</u> を目標とした生物多様性オフセットを実施することを義務付けている	憲法レベル
	「Forest Code」 : 「Forest Set-Aside offset」を規定し、 <u>ハビタットのノーネットロス原則</u> を示している	法レベル
	「Environmental Impact Assessment」 : 開発事業者に対して、 <u>ノーネットロス</u> を目標とした生物多様性オフセットである「Project Developer's Offset」を義務付けている	法レベル
	「Private conservation banking」 : ブラジルの農業者が私的に設立したコンサベーション・バンキングで、今後法的なコンサベーション・バンキングに発展するとされている	自発的なため規制力は無いが今後、法レベルに発展する可能性有り
オーストラリア	「Use of Environmental Offsets Under the Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999」 : 環境への影響を含む開発事業に対し、ミティゲーション(回避、最小化)で軽減できない影響を代償(compensate)する行為として環境オフセット(environmental offsets)を実施することを義務付けており、その目標として、「 <u>ノーネットロス</u> 」「 <u>ネットゲイン</u> 」「 <u>維持と改良(maintenance and improvement)</u> 」が明記されている	規制力の高い法レベル (開発事業を実施する際、影響は必ず出るものとするため、オフセットを実施しなければ事業は認められない)
	「The Threatened Species Conservation Amendment (Biodiversity Banking) Act 2006」 : 自然植生と絶滅危惧種を含む生物多様性の <u>ノーネットロス</u> 、または <u>ネットゲイン</u> をバンキング制度を通して達成することを目的としている	法レベル
カナダ	「Habitat Conservation and Protection guidelines 2 nd ed」 : 魚類生産のためのハビタットに関する <u>ノーネットロス政策</u> を規定している	法レベル
スイス	(Kerry, 2007)より、ノーネットロス政策を有していることだけを確認	
メキシコ	(Kerry, 2007)より、ノーネットロス政策を有していることだけを確認	
ニュージーランド	「Final Report of the Ministerial Advisory Committee on Biodiversity and Private Land」 : ニュージーランドにおける生物多様性に影響を与える場合、 <u>ノーネットロス</u> を目標とした生物多様性オフセット(Biodiversity offset)を義務付けていることを明記している	ガイドラインレベル
ウガンダ	(Kerry, 2007)より、ノーネットロス政策を有していることだけを確認	
ペルー	「ANTAMINA S POLYLEPIS RESTORATION PROGRAM」 : ANTAMINA というペルーの企業による自発的な生物多様性オフセットで、「net neutral」又は「beneficial outcome」を目標としている	企業による自発的なレベル
リトアニア	「Biodiversity Conservation Strategy and Action Plan-」 : 生態系保全レベルの目標として、森林生態系衰退の回避や <u>ウェットランド</u> の代償(compensation)が規定されている	ガイドラインレベル